

さしま環境センターで処理できない廃棄物区分表

区 分	種 類	備 考
産業廃棄物に該当するもの	事業活動に伴って発生する プラスチック・金属・ガラス・陶器・建 築廃材（コンクリートレンガくず）・ゴ ムくず・家畜の糞尿	紙くず・木くず・ 繊維・動物性残渣 については、業種 指定有り。
構成する市町以外から搬入 されたもの	すべての廃棄物	
燃えがら・汚泥・土砂等の 埋立処分しなければならない もの	構成市町より搬入されるものを除く。	
爆発物及びこれに類するも の	おがくず・金属等粉塵爆発の恐れがある もの。 ガスボンベ・ガスの入ったスプレー缶。 火薬類。塗料・廃油。	
医療機関から排出される廃 棄物であって、血液・体液 等及びこれらの付着したガ ーゼ・包帯等		紙おむつに付着し た汚物も体液等と 解釈する。
処理することにより公害を 発生する恐れがあるもの	大量のプラスチック及びプラスチック を多く含むもの。	
ごみ処理施設にはなはだしく 損傷をあたえる恐れがあ るもの	2m×1mをこす大型ごみ。 ワイヤー・ネット類。 バイク・自動車のタイヤ・ホイール。 液状及び水分の非常に高いごみ。 スプリングの入ったベット・ソファ	
特定家庭用機器再商品化法 （家電リサイクル法）で定められ たもの	テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン	
その他	バイク・パソコン・自動車部品 バッテリー・耐火金庫 消火器・コードリール ソーラー温水器 断熱材・サイディング アコーデオンカーテン コンクリート・レンガくず・かわら	各種リサイクル法 に基づくものは処 理できません。